

2017年7月7日

米国商品先物取引委員会による「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の職務明確化や年次報告書の内容および提出要件等に係る修正案」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、米国商品先物取引委員会（CFTC）が本年5月3日に公表した「チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）の職務明確化や年次報告書の内容および提出要件等に係る修正案」に対して、コメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、本件検討に当たり、我々の以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

我々は、この度行われた米国証券取引委員会（SEC）のルールとのハーモナイゼーションへの努力と、金融市場のさらなる効率化および業界参加者への規制の負荷軽減を目的としたすべてのイニシアチブを支持する。しかしながら、我々は今回のルールの見直しが、すでに取得済のスワップディーラー（SD: Swap Dealer）と主要スワップ参加者（MSP: Major Swap Participant）の代替コンプライアンス措置（SC: Substituted Compliance）の適用に影響を及ぼすのではないかと懸念している。特に、一部のルールの修正はCCOの義務について影響を及ぼすと見受けられ、金融機関が引き続きSCを利用できるのかが曖昧になっている。

今回公表されたルールの修正目的（規制により義務を課されている金融機関の負荷軽減のため、複数のルールのハーモナイゼーションを行うこと等）および、先般公表されたプロジェクトKISS（Keep It Simple, Stupid）の本修正案と類似した政策目標も併せて勘案し、我々は、CFTCの変更後のルールについて、金融機関が17CFR3.3（CCOに係る規則）に関連して、すでに取得済のSCを利用できることを、明文化していただきたい。我々は、本邦の規制が、目的、効果および包括性の観点から、修正後の17 CFR3.3と引き続き同等であり、金融機関がSCを利用できると考えているが、もしこれ以上SCを利用できないのであれば、結果として、特定のルールを課されている金融機関の規制遵守に、収益を大幅に上回る追加コストが発生することになると考える。

以上